## ■食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳 (平成22年度実績)

## 1 食品廃棄物等の発生量の内訳

平成22年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間総発生量は、20,860千 t となった。 これを業種別にみると、食品製造業が17,152千 t ともっとも多く、次いで外食産業が2,292千 t 、 食品小売業が1,192千 t 、食品卸売業が223千 t となった。

食品産業全体の食品廃棄物等の年間総発生量の内訳は、再生利用の実施量が14,191千 t (68%) ともっとも多く、次いで廃棄物としての処分量が3,550千 t (17%)、減量した量が2,117千 t (10%)、熱回収の実施量が487千 t (2%)となっている。

再生利用率等実施率については、食品製造業が94%ともっとも高く、次いで食品卸売業が53%、 食品小売業が37%、外食産業が17%となっている。

## 年度 平成22年度実績

※各項目の上段()内の数値は、食品廃棄物等の年間総発生量に占める割合である。

		食品廃棄物等の年間総発生量							
区 分	計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した 量	再生利 用以外	廃棄物とし ての処分量	発生抑制 の実施量		
食品産業計	千 t (100) <b>20,860</b>	千 t (68) 14,191	千 t (2) 487	(10)	千 t (2) 515	(17)	千 t 2,023	% 82	
食品製造業	(100)	(79)	(3)	(12)	(3)	(4)	_,0_0	<b>J</b>	
艮面袃垣耒 	17,152	13,470	486	2,054	468	674	1,797	94	
畜産食料品製造業	1,380	1,211	6	46	25	93	125	92	
水産食料品製造業	904	631	0	78	151	44	68	80	
野菜缶詰·果実缶詰·農産保存食料品製造業	€ 236	170	0	19	4	42	44	83	
調味料製造業	316	232	15	17	22	31	44	85	
糖類製造業	1,978	553	336	1,068	20	1	408	98	
精穀・製粉業	2,212	2,125	0	0	71	17	76	96	
パン・菓子製造業	493	418	3	22	7	42	66	91	
動植物油脂製造業	3,582	3,502	1	6	37	35	426	98	
その他の食料品製造業	2,925	2,280	5		60	ļ	204	89	
清涼飲料製造業	833	618	1	130	60	25	183	92	
酒類製造業	2,130	1,700	48		11	48	150	97	
茶・コーヒー製造業	163		71	57	1	4	3		
	(100)	(47)	(0)	(1)	(5)	(47)			
食品卸売業	223	105	0	2	10	106	21	53	
農畜産物・水産物卸売業	176	93	_	2	8	73	12	57	
食料・飲料卸売業	48	12	0				10	39	
食品小売業	(100)	(31)	(0)	(1)	(1)	(67)			
長吅小冗未	1,192	375	1	6	13	797	100	37	
各種食料品小売業	866	289	0	4	4	569	90	40	
野菜・果実小売業	22	3	_	0	_	18	0	16	
食肉小売業	23	8	_	0	1	14	0	36	
鮮魚小売業	43	16	_	0	4	22	2		
酒小売業	1	0	_	_	_	1	_	15	
菓子・パン小売業	29	4	0	0	0	24	1	17	
その他の飲食料品小売業	209	54	0		5		7	29	
外食産業	(100) 2,292	(11) 241	(0)	(2) 55	(1) 23	(86) 1,973	104	17	
沿海旅客海運業	13	1	_	0	_	12	_	8	
内陸水運業	6	_		_		6	_	0	
宿泊業	250	30		4	1	216	6	0 15	
飲食店	1,830	175	0	46	20		82	16	
持ち帰り・配達飲食サービス業		33	<u>-</u>	4	2	h	13		
結婚式場業	13		l	0	0		2	ļ	
			山田安中能	田本姓田 /亚	Ŭ		<u> </u>		

注: 平成22年度実績は、農林水産省統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成22年度)」と食品リサイクル法第9条第1項に 基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

なお、表中の「O」とは単位に満たないもの(例 $400t \rightarrow O + t$ )である。

<sup>「</sup>一」とは、事実のないものである。

## 2 食品循環資源の再生利用の内訳

平成22年度の食品産業全体の再生利用の実施量は、14,707千 t となった。

これを業種別にみると、食品製造業が13,938千 t ともっとも多く、次いで食品小売業が388千 t 、 外食産業が265千 t 、食品卸売業が116千 t となった。

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の内訳は、飼料が10,708千 t (75%) ともっとも多く、次いで肥料が2,449千 t (17%)、メタンが543千 t (4%)、油脂及び油脂製品が443千 t (3%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が41千 t 、エタノールが7千 t となった。

年度 平成22年度実績

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量に 占める割合である。

රාගිම්ති රහිම ම											
	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量										
	区 分	再生利 用の実 施量	小計	肥料	飼 料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エタノール	その他 (再生利) 用以外	
	= .	千t	千 t (100)	千 t (17)	千 t (75)	千 t (4)	千 t (3)	千 t (0)	千 t (0)	千t	
食品店	<b>産業計</b>	14.707	14,191	2,449				` '	7	515	
食品製造業			(100)	(16)	(77)	(4)	(2)	(0)	(0)		
艮		13,938		2,180		520	307	37	7	468	
	畜産食料品製造業	1,236	1,211	243	804	11	140	12	0	25	
	水産食料品製造業	781	631	137	480	0	14	1		151	
	野菜缶詰·果実缶詰·農産保存食料品製造業	174	170	83	83	4	_	_	_	4	
	調味料製造業	254	232	87	137	2	3	3	_	22	
	糖類製造業	573	553	107	439	_	_	1	5	20	
	精穀・製粉業	2,196	2,125	46	2,049	0	30	_	_	71	
	パン・菓子製造業	425	418	59	341	9	6		0	7	
	動植物油脂製造業	3,539	3,502	192	3,234	0	77	0		37	
	その他の食料品製造業	2,340	2,280	540	1,668	31	37	3	1	60	
	清涼飲料製造業	678	618	484	90	35		9	_	60	
	酒類製造業	1,711	1,700	175	1,093	428	1			11	
	茶・コーヒー製造業	31	31	28	1	0		2	_	1	
食	:品卸売業		(100)	(47)	(36)	(1)	(16)	(0)	(-)		
		116	105	50		1	17	0	_	10	
	農畜産物・水産物卸売業	101	93	44	32	0				8	
	食料・飲料卸売業	14	(100)	6	(46)	1				2	
食	:品小売業	388	375	(32) 121	173	(4)	(17)	(1)	(0)	12	
	夕 廷 企 业 口 小 主 类	292	289	103	135	14	64 36			13	
	各種食料品小売業					12	30	2	0	4	
	野菜・果実小売業	3	3	3	0						
	食肉小売業 鮮魚小売業	9 20	8 16	0	<b> </b>		7			1	
				3 0	12	0	1	ļ		4	
	酒小売業	0 4	0 4				0			_	
	菓子・パン小売業 その他の飲食料品小売業	59	54	0 11	3 22	0 2	20			0 5	
		59	(100)	(41)	(33)	(3)	(23)	(1)	(0)	5	
外	·食産業	265	241	98	79	7	55	` '	` '	23	
	沿海旅客海運業	1	1	0		_	_	_	_	_	
	内陸水運業	<u></u>	<u></u>	_	<del>-</del>		_	l	<u> </u>	_	
	宿泊業	30	30	13	12	1	3	1	0	1	
	飲食店	195	175	64	56	6		1	0	20	
	持ち帰り・配達飲食サービス業	35	33	19	9	0	4	+	0	20	
	結婚式場業	33	3	2		0	.}		0	2 0	
	1107日以物末	<u>ა</u>	ა			U	1 0		U	U	

注: 平成22年度実績は、農林水産省統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成22年度)」と食品リサイクル法第9条第1項に 基づく定期報告結果を用いて推計したものである。

なお、表中の「O」とは単位に満たないもの(例 $400t \rightarrow O + t$ )である。

<sup>「</sup>一」とは、事実のないものである。